

# 伊根町立伊根中学校いじめ防止基本方針

## 【はじめに】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むことが基本である。生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる集団づくりを行わなければならない。加えて集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる必要がある。さらに教職員の言動が生徒の心を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方も検証する必要がある。

伊根町立伊根中学校は、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、伊根町立伊根中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、平成30年5月に一部を改定した。

## 【I いじめ防止の組織】

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止委員会」を置く。なお、以下の定義をもっていじめと判断することを基本とする。

### いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 2 「いじめ防止委員会」の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭とし、必要に応じて関係する教職員や心理、福祉等に関する専門的な有識者（SC、SSW、弁護士、医師、警察官経験者等）を加える。
- 3 「いじめ防止委員会」は毎月第3木曜日に開催する。なお、緊急に必要な時はこの限りではない。
- 4 「いじめ防止委員会」では、次のことを行う。
  - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
  - (2) いじめの相談・通報の窓口
  - (3) 関係機関、専門機関との連携
  - (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
  - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
  - (6) 重大事態が疑われる事案が発生した場合、その原因がいじめにあるか否かの判定
  - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
  - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

## 【Ⅱ いじめの未然防止】

### 1 いじめとは

当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、いじめられている生徒は、いじめられていることを相談しにくい。しかし一方では、「気づいてほしい」という心理状況があることも踏まえて、状況等を客観的に捉える必要がある。

### 2 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなり得るものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に、互いの個性や価値観の違いを認め、自分自身も他者から認められた体験を持つ生徒（自己有用感を獲得している生徒）を育むとともに、全ての生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。そして全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、全教職員がPTA等と一体となって継続的に取組を行う。

### 3 いじめの未然防止のための取組

#### (1) 分かりやすく規律ある授業の推進

- ・小規模校ならではの授業の推進
- ・言語活動の充実
- ・授業評価の活用（各学期末の総活時）
- ・授業規律の確立
- ・教室環境の整備

#### (2) 自尊感情、自己有用感をはぐくむ取組の推進

- ・すべての教育活動を関連させた指導・取組の推進
- ・行事における学級づくりの推進
- ・ピア・サポートの推進（学級活動、学校行事、専門委員会の活性化、小中連携等）
- ・個別面談の実施（担任、養護教諭、SC）

#### (3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進

- ・道徳教育・人権教育の推進（生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動）
- ・体験活動、職場・福祉体験活動
- ・読書活動の推進
- ・規範意識の向上（非行防止教室等）

#### (4) いじめについて理解を深める取組の推進

#### (5) いじめの防止等について、生徒会の主体的な活動の推進

#### (6) 教職員の資質能力、生徒理解力の向上を図る取組の推進 （授業づくり、生徒指導、特別支援、道徳、人権等）

#### (7) 生徒及び保護者に対して、組織の存在及び活動が容易に認識される取組

## 【Ⅲ いじめの早期発見】

### 1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあい、また突発的なけんかを装ったり教職員のわかりにく

い場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、生徒の被害性に注目することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにすると同時に、発生した事象の分析を正確に行い、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人（教職員や保護者、地域住民等）が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

## 2 いじめの早期発見のための取組

### (1) 情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止委員会」で情報を記録し共有する。
- ・「いじめ防止委員会」で共有された情報については、毎日の職員打合せを通じて全教職員で共有する。緊急の場合は、直ちに情報を共有する。

### (2) 学期毎に全生徒を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査（二者面談）の実施

- ・質問紙調査：6月、10月、2月
- ・聞き取り調査：6月、10月、2月

### (3) 相談体制の整備と周知

- ・全生徒対象に担任面談、保健室面談、SC面談の実施（4月から順次実施）
- ・SC、SSWと情報を共有する。
- ・校内相談窓口を設置し、生徒及び保護者に周知する。

### (4) 日常的な取組

- ・1週間の振り返りの活用
- ・やりとり帳の活用

## 【IV いじめに対する取組】

### 1 基本的な考え方

いじめやいじめの疑いのある行為の発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止委員会」で情報共有し、いじめと判断した場合は、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、個々の教職員の指導とせず、教職員全体の共通理解による組織的対応・指導を継続する。

### 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ防止委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、伊根町教育委員会に報告する。
- (4) いじめが確認された場合、いじめられた生徒、その保護者への支援を行う必要がある。いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う場合、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。
- (5) いじめが確認された場合、いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、理解と協力を求める。
- (6) 生徒の生命、身体、又は、財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し連携を図るとともに適切な援助を求める。
- (7) いじめが発生した集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (8) 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が生徒

の障害特性を理解し、個別の指導計画や教育支援計画も活用した情報共有・共通理解をした適切な指導を行う。

## 【V いじめの解消】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできず、慎重な判断が必要である。したがって、少なくとも次の2つの要件を満たしていることとし、ケースに応じて他の要件も勘案して判断する。

また、解消と判断した後も再発防止のため、十分な情報収集や観察に努める。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当な期間（少なくとも約3カ月程度を目安）継続していること。

なお、事象により判断が異なることから、いじめ防止委員会等により慎重な検討を行う。

- ②被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害生徒及びその保護者に対して面談等による直接的な確認に基づくものとする。

## 【VI 重大事態への対処】

### 1 重大事態の発見と報告

重大事態が発生した場合、学校は直ちに伊根町教育委員会に報告し、教育長を通じて町長に報告する。

### 2 調査の趣旨及び調査主体について

第28条の調査は、重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は直ちに教育長に報告する。

- 3 学校は、事案の調査や対策を担う主体や調査組織について教育長から指示を受ける。

### 4 調査を行うための組織について

教育長の指示を受けた学校は、重大事態に係る調査を行うため速やかにその下に組織を設けることとする。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を可能な限り図ることにより、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

また、学校が調査の主体となる場合、迅速性が求められるので第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、適切な専門家を加えるなどの方法を考える。

### 5 調査結果の提供及び報告

- (1) 学校はいじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係等その他の必要な情報を提供する責任がある。従って調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われたどのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適切に情報提供を行う。
- (2) 情報の提供に当たって学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう注意する。質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる生徒やその保護者に説

明する等の措置が必要であることを留意する。

- (3) 学校が調査を行う場合においては、情報の提供の内容・方法・時期などについて教育長から指導及び支援を受ける。
- (4) 学校は、調査結果について教育長に報告する。調査結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育長に送付する。

## 【Ⅶ 関係機関との連携】

### 1 家庭・地域社会との連携の推進

より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- (1) P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
  - ・研修会の実施
- (2) 家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- (3) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

### 2 関係機関との連携の推進

いじめの問題への対応について、警察や児童相談所等の関係機関との適切な連携を図るように努める。そのため、平素から関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催等、情報を共有できる体制を構築しておく。

## 【Ⅷ その他】

本基本方針は、策定から3年の経過を目途として、国や府、伊根町の動向等も勘案しながら、基本方針が適切に機能しているかどうかを検証し、必要があると認められるときは、本基本方針を改定するとともに、必要な処置を講ずる。